

IC身分証利用細則

第1条(目的)

本細則は、IC 学生証、IC 教職員証、IC 組合員証（以下、「IC 身分証」という）利用規則にもとづき、愛知県立大学生協同組合（以下、「生協」という）が提供するキャンパスペイ（以下、「CP」という）プリペイドの利用に関する事項を定めたものである。

第2条(CPプリペイド利用の限度額・手数料等)

生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これを会員に通知する。

- 2 会員のCPプリペイド利用手数料は無料とする。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

第3条(CPプリペイドが利用できない場合)

会員は、次の場合CPプリペイドの利用ができないことをあらかじめ承諾する。

- 一 IC身分証の紛失・汚損、指定店舗の端末機器の故障、停電等により、利用することができない場合
- 二 指定店舗がIC身分証で利用ができない商品及びサービスを指定している場合

第4条(IC身分証の忘失・汚損等)

次の場合、会員は生協に再発行を届け出るものとする。

- 一 IC身分証の汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合
- 二 IC身分証の記載内容変更の場合
- 三 会員がIC身分証を忘失または盗難にあった場合。

2 前項の場合において、当該IC身分証にプリペイド未使用残額がある場合、生協は届出日の翌営業日における当該IC身分証の未使用残額をシステムで確認し残額として確定する。その残額を再発行されたIC身分証に記録する。なお、ここでいう届出日とは平日の午前10時から午後5時までをいう。

3 前二項の規定に関わらず、本条第一項にいう事由が、会員等の故意又は過失によるIC身分証本体の破損等によるものと生協が判断した場合、生協はプリペイド未使用残額の補償はしない。

第5条(返金の禁止)

プリペイド未使用残額は返金しない。

第6条(プレミアムの実施)

生協はIC身分証に入金を行うときに、金額の上乗せ（以下、「プレミアム」という）を実施することができる。

- 2 プレミアムを実施する率、期間等の内容については会員に生協店舗の掲示等で案内する。

第7条(ポイントの実施)

生協は会員に、CPプリペイド利用金額に応じて特典（以下、「ポイント」といいます。）を付与することができる。

- 2 前項の他、生協において所定の条件・方法により算定されたポイントを別途付与する場合がある。

- 3 ポイント対象店舗、商品やポイント率は店頭に掲示し会員に通知する。
- 4 ポイント対象店舗、商品やポイント率は会員に予告無く変更する場合がある。
- 5 付与されたポイントはIC身分証のICチップ内に蓄積される。
- 6 停電や故障によるシステムの停止、ICチップの破損等によりポイントが付与されない場合がある。その場合においても生協はその損害を補償しない。

第8条(ポイントの利用)

前条により蓄積されたポイントは生協所定の基準でCPプリペイドへ入金する。

第9条(ポイントの失効)

以下の場合において生協はポイント残額について一切責任を負わない。

- 一 IC身分証の汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合
- 二 カードの紛失、盗難、破損の場合
- 三 組合員資格喪失によりIC身分証を返納する場合
- 四 前条における発券基準以下のポイント数

第10条(ポイントの譲渡禁止)

会員は理由の如何を問わず、ポイントを他人に譲渡・担保提供、又は相続することはできない。

第11条(ポイントシステムの終了・中止・変更)

生協は、会員に一定期間の告知を行うことで、ポイントシステムを終了、中止し、又は内容を変更することができる。

- 2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負わない。
- 3 以下の理由による場合、生協は事前告知なくポイントシステムの運営を一時停止、中止する場合がある。
 - 一.コンピュータシステムの保守点検
 - 二.システムの切り替えによる設備更新
 - 三.天災、災害による装置の故障
 - 四.その他予期しない障害の発生

第12条(利用履歴の提供)

生協は会員に、会員のCPプリペイドによる利用履歴の一部を提供する場合がある。

- 2 利用履歴とは、利用商品、利用金額、カード入金額、カード残高等を指す。
- 3 利用商品とは店舗、食堂等においてPOSレジで清算された商品で、その利用商品名はPOSレジに登録されているデータを指す。
- 4 利用履歴の提供は会員の申し込みにより電子媒体(ホームページ)を通じて提供する。
- 5 会員は、利用履歴の提供の申し込みにあたり、生協がその登録された保護者、利用者に電子メールによる案内を送付することを承諾したこととする。
- 6 生協は提供した利用履歴の不正などにより、会員に不利益が生じた場合もその損害を補償しない。

第13条(利用履歴提供の終了・中止・変更)

生協は、会員に一定期間の告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することができる。

2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負わない。

3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合がある。

一.コンピュータシステムの保守点検

二.システムの切り替えによる設備更新

三.天災、災害による装置の故障

四.その他予期しない障害の発生

第 14 条(CP クレジットチャージの実施)

生協は指定する提携クレジットカード会社（以下、カード会社という）を利用して、IC 身分証にクレジット支払の入金（以下 CP クレジットチャージという）することを許容する。

2 CP クレジットチャージを希望する会員は CP クレジットチャージ利用と提携クレジットカード会社のクレジットカード会員（カード会員という）の申込みを行う。

第 15 条(CP クレジットチャージ利用の金額と限度額等)

提携クレジットカードによる利用の限度額・手数料等を下記に定める

一 プリペイド未使用残額が利用後に 3,000 円未満となった場合 CP クレジットチャージで 3,000 円をプリペイドに加算する。

二 1 日で利用できる CP クレジットチャージは 1 回 3,000 円を限度とする。

三 1 ヶ月に利用できる CP クレジットチャージは 6 回、18,000 円を限度とする。

四 申込時の CP クレジットチャージ利用期間は会員の卒業予定年の 1 月末日とする。ただし、進学等で大学に残る場合は利用継続手続きで延期することができる。

五 CP クレジットチャージ利用の支払いはクレジットカード会員規約に従い、支払は 1 回払いとする。

第 16 条(CP クレジットチャージが利用できない場合)

会員は、次の場合 CP クレジットチャージが利用できないことをあらかじめ承諾する。

1 IC 身分証の紛失・汚損、指定店舗の端末機器の故障、停電等により、利用することができない場合

2 提携クレジットカードの紛失、解約、などにより利用停止カードとなった場合

3 利用日が CP クレジットチャージ申込時に設定した有効期間以外の場合

第 17 条(CP クレジットチャージの返金禁止)

CP クレジットチャージで登録された金額は返金しない。

第 18 条(改廃)

本規則の改廃は生協理事会が行い、会員に通知する。

第 19 条(施行)

本規則は 2016 年 11 月 IC プリペイド運用開始日から施行する。